

安全データシート

キシレン

作成日 2008年10月06日

改訂日 2015年3月31日

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	キシレン(Xylene)
製品コード	H26-B-135 (製品コードなし)
会社名	〇〇〇株式会社
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号	03-1234-5678
ファックス番号	03-1234-5678
電子メールアドレス	連絡先@検セ.or.jp
緊急連絡電話番号	03-1234-5678
推奨用途及び使用上の制限	異性体分離によりo-キシレン、m-キシレン、p-キシレン、エチルベンゼン、脱メチルによりベンゼン、合成原料として染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品、溶剤として塗料、農薬、医薬品など一般溶剤、石油精製溶剤である

2. 危険有害性の要約

GHS分類

分類実施日	H25.8.22、政府向けGHS分類ガイダンス(H25.7版)を使用 GHS改訂4版を使用	
物理化学的危険性	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	急性毒性(経皮)	区分4
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)、 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(神経系、呼吸器)
	吸引性呼吸器有害性	区分1
分類実施日	環境に対する有害性はH18.3.31、GHS分類マニュアル(H18.2.10版)を使用	
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分2

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記述がある。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険
引火性液体及び蒸気
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
皮膚に接触すると有害
皮膚刺激
強い眼刺激
吸入すると有害
眠気又はめまいのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

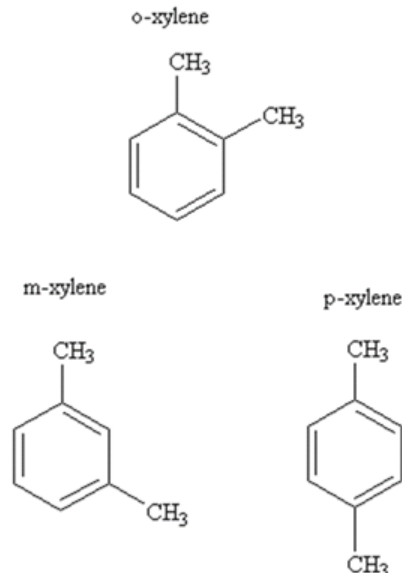
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること/アースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。

応急措置	<p>静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</p> <p>取扱後はよく手を洗うこと。</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>環境への放出を避けること。</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p>皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。</p> <p>皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。</p> <p>皮膚を流水／シャワーで洗うこと。</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は医師に連絡すること。</p> <p>気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>特別な処置が必要である(このラベルの・・・を見よ)。</p> <p>無理に吐かせないこと。</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。</p> <p>火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。</p> <p>漏出物を回収すること。</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。</p> <p>換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p>
廃棄	<p>内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。</p>
他の危険有害性	<p>情報なし</p>

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名又は一般名	キシレン(Xylene)
別名	ジメチルベンゼン(Dimethylbenzene)
濃度又は濃度範囲	情報なし
分子式(分子量)	C ₈ H ₁₀ (106.17)
化学特性(示性式又は構造式)	



CAS番号	キシレン 1330-20-7, o-キシレン 95-47-6, m-キシレン 108-38-3, p-キシレン 106-42-3
官報公示整理番号(化審法)	(3)-3
官報公示整理番号(安衛法)	(3)-3
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
--------	--------------------------------------

皮膚に付着した場合	<p>医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣類を脱ぐこと。 皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。</p>
眼に入った場合	<p>水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>口をすすぐこと。 医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	<p>吸入すると、めまい、し眠、頭痛、吐き気。 皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。 眼に接触すると、発赤、痛み。 飲み込むと、灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気。</p>
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	<p>情報なし 情報なし</p>
<hr/>	
5. 火災時の措置	
消火剤	<p>小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、泡消火剤 大火災：散水、噴霧水、泡消火剤</p>
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	<p>棒状放水 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 引火性液体及び蒸気。</p>
特有の消火方法	<p>引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。</p>
消火を行う者の保護	<p>消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
<hr/>	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に立入る前に換気する。</p>
環境に対する注意事項	<p>河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。環境中に放出してはならない。</p>
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。 危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。</p>
<hr/>	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。</p>
安全取扱い注意事項	<p>使用前に取扱説明書入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</p>

	<p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。</p>
接触回避 衛生対策	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p>
保管 安全な保管条件	<p>技術的対策：保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 保管条件：熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。</p>
安全な容器包装材料	<p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</p>
<hr/>	
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	50ppm
許容濃度	
日本産衛学会（2014年度版）	50ppm
ACGIH（2014年版）	TLV-TWA TLV-STEL
設備対策	<p>適切な防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。</p>
保護具	
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。
<hr/>	
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状态	
形状	液体
色	無色
臭い	特徴的な臭気
臭いのしきい(閾)値	情報なし
pH	情報なし
融点・凝固点	-5～13℃：GESTIS(2014)
沸点、初留点及び沸騰範囲	113.6～140℃：GESTIS(2014)
引火点	25℃(密閉式)：GESTIS(2014)
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	情報なし
燃焼性(固体、気体)	情報なし
燃焼又は爆発範囲	情報なし
蒸気圧	情報なし
蒸気密度	3.66：計算値
比重(相対密度)	0.8801(20℃/4℃)：Merck(13th,2001)
溶解度	情報なし
n-オクタノール／水分係数	情報なし
自然発火温度	465℃：GESTIS(2014)
分解温度	情報なし
粘度(粘性率)	情報なし
<hr/>	
10. 安定性及び反応性	
反応性	通常取扱いにおいては安定である。

化学的安定性 危険有害反応可能性 避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物	通常の条件では、危険有害な反応は起こらない。 強酸剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 加熱。 酸化剤。 加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。
11. 有害性情報	
急性毒性 経口	本物質はエチルベンゼンを含む異性体混合物として分類した。 ラットのLD50値として、3,500-8,800 mg/kgの範囲内での複数の報告（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、EPA Pesticide（2005）、環境省リスク評価第1巻（2002）、ACGIH（7th, 2001）、CEPA（1993）、DFGOT vol. 5（1993）、ECETOC JACC（1986））に基づき、区分外（国連分類基準の区分5又は区分外）とした。新たな情報源（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、EPA Pesticide（2005）、ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol. 5（1993）、ECETOC JACC（1986））を追加し、区分を見直した。
経皮	ウサギのLD50値として、1,700 mg/kg（EPA Pesticide（2005））、4,300 mg/kg（ACGIH（7th, 2001））との2件の報告がある。それぞれ区分4及び区分外（国連分類基準の区分5）に該当するので、LD50値の小さい方が該当する区分4とした。新たな情報源（EPA Pesticide（2005）、ACGIH（7th, 2001））を追加し、区分を見直した。
吸入：ガス 吸入：蒸気	GHSの定義における固体である。 ラットのLC50値（4時間）として、6,350-6,700 ppmの範囲内での複数の報告（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、環境省リスク評価第1巻（2002）、ACGIH（7th, 2001）、産衛学会許容濃度の提案理由書（2001）、ECETOC JACC（1986）、NTP TR327（1986）、DFGOT vol. 5（1993））に基づき、区分4とした。なお、各報告での異性体混合率は不明であるが、主成分と思われるm-異性体の蒸気圧を用いて飽和蒸気圧濃度（7,897 ppm）を得た。LC50値がこの飽和蒸気圧濃度の90%よりも低いため、ミストを含まないものとしてppmを単位とする基準値を適用した。新たな情報源 NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、ACGIH（7th, 2001）、産衛学会許容濃度の提案理由書（2001）、ECETOC JACC（1986）、NTP TR327（1986）、DFGOT vol. 5（1993））を追加した。また、旧分類における区分4の設定値2,500-5,000 ppmが2,500-20,000 ppmに変更されたために、区分を変更した。
吸入：粉じん及びミスト 皮膚腐食性及び皮膚刺激性	データ不足のため分類できない。 本物質をウサギの皮膚に適用した結果（適用時間は不明）、紅斑、浮腫、壊死がみられたとの報告（NITE有害性評価書（2008））のほかに、ウサギ、マウス及びモルモットに本物質を適用した結果（適用時間は不明）、軽度から強度の刺激がみられた（ATSDR（2007））との報告があるが、いずれも回復性についての記載はない。以上より区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	本物質の原液0.05から0.5 mLをウサギの眼に適用した結果、軽度の結膜刺激性と軽微な角膜壊死による不快、間代性眼瞼痙攣がみられたとの報告や（NITE有害性評価書（2008）、EHC 190（1997））、本物質0.1 mL（87 mg）を適用した結果、軽度から中等度の刺激性がみられたとの報告がある（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007））。その他にウサギを用いた眼刺激性試験の報告が複数あり、軽度から中等度の影響がみられたとの報告がある（NITE有害性評価書（2008）、EHC 190（1997））。以上の結果から区分2とした。
呼吸器感受性 皮膚感受性	データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。なお、ボランティア24人に行った試験で感受性はみられなかったとの報告がある（NITE有害性評価書（2008））、詳細不明であるため区分に用いるには不十分なデータと判断した。
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわち、in vivoでは、ラット及びマウスの優性致死試験、マウス骨髄細胞の小核試験、ラット、マウスの骨髄細胞の染色体異常試験、ヒトのボランティアの末梢血を用いた姉妹染色体交換試験でいずれも陰性である（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、ECETOC JACC 006（1986）、EHC 190（1997）、IARC 71（1989）、ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol.15（2001））。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陰性、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陽性1件のほかすべて陰性、ヒト末梢血及び哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性である（NITE有害性評価書（2008）、ACGIH（7th, 2001）、ATSDR（2007）、EHC 190（1997）、IARC 71（1989）、ECETOC JACC 006（1986）、NTP TR327（1986）、CEPA（1993））。
発がん性	IARCでグループ3（IARC（1999））、ACGIHでA4（ACGIH（7th, 2001））、EPAでI（EPA IRIS（2003））に分類されていることから、「分類できない」とした。

生殖毒性

工業用キシレン（エチルベンゼンを含む異性体混合物）について情報が得られた。

ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物性がみられない用量でわずかな胎児に対する影響（胎児体重の減少）がみられたとの報告（ATSDR（2007））がある。また、母動物毒性に関する記載がない、あるいは、試験条件等に批判はあるものの、ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物毒性がない用量で吸収胚の増加がみられたとの報告（ATSDR（2007））、ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物毒性は不明であるが胎児に吸収胚の増加、小眼、水頭症がみられたとの報告（NITE有害性評価書（2008）、EHC 190（1997）、ATSDR（2007））がある。

さらに、工業用キシレンには通常エチルベンゼンが含有されており、エチルベンゼンの生殖毒性試験では、マウスを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性がみられない用量で尿路系の奇形（奇形についての具体的な記載なし）の増加、ラットを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性は不明であるが尿路系の奇形（奇形についての具体的な記載なし）の増加、ウサギを用いた吸入経路での催奇形性試験において弱い母動物毒性（体重増加抑制）がみられた用量で流産（3例中3例）がみられたとの報告がある（ATSDR（2010）、初期リスク評価書（2007）、SIDS（2005）、環境省リスク評価第1巻（2002））。

したがって、区分1Bとした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

ヒトについては事故例や職業ばく露等による吸入、経口経路の複数のデータがある。吸入ばく露では、気道刺激、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、昏睡、麻酔作用、協調運動失調、中枢神経系障害、反応低下、疲労感、興奮、錯乱、振戦、死亡例では呼吸困難、意識混濁、記憶障害、重度の呼吸器傷害（肺うっ血、肺出血及び肺浮腫）、肝傷害（肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化）、腎傷害、脳の神経細胞損傷がみられ、同事例での生存者においても、四肢のチアノーゼ、肝臓傷害及び重度の腎傷害、記憶喪失の症状がみられたとの報告がある。経口ばく露では、昏睡、急性肺水腫、肝臓の損傷、吐血、肺のうっ血、浮腫、中枢性の呼吸抑制が原因で死亡の報告がある（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、環境省リスク評価第1巻（2002）、ACGIH（7th, 2001）、EHC 190（1997）、DFGOT vol.15（2001）、ECETOC JACC（1986））。

実験動物では、ラットの1300 ppm吸入ばく露で協調運動失調、ラットの6,000 mg/kg経口投与で鈍麻、知覚麻痺、昏睡など中枢神経毒性の報告があるほか、用量等ばく露条件不明であるが、ラット、マウス等で麻酔作用、衰弱、後肢運動減少、円背位姿勢、刺激過敏性、振戦、衰弱、努力呼吸、呼吸数低下、筋肉痙攣、視覚及び聴覚の障害、肺の浮腫、肺の出血・炎症、肝臓相対重量増加など肝毒性を示唆する所見（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007））がある。また、急性ばく露による動物への影響は、神経系、肺、肝臓である（CEPA（1993））との記載、ラット、マウスで、経口、吸入、経皮の急毒症状は中枢神経系抑制である（SIAP（2003）、ATSDR（2007））との記載もある。

以上より、本物質は麻酔作用があるほか、中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓に影響を与えるため、区分1（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）、区分3（麻酔作用）とした。

（なお、この分類結果は、キシレン異性体個別のデータではなく、キシレン混合物（Xylenes, 組成不明のキシレンを含む）を用いたデータである。異性体単独のデータは別途それらの分類を参照のこと。）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

総ばく露量の70%以上をキシレン異性体混合物が占める溶剤（キシレン以外にトルエン、エチルベンゼンを含むがベンゼンは含まない）への吸入ばく露（幾何平均濃度 14 ppm、平均ばく露年数7年）により、非ばく露群と比較して、不安、健忘、集中力の低下、めまい、吐き気、食欲不振、握力低下、筋力低下の発生頻度の有意な増加がみられた。しかし、血液検査項目、並びに肝機能の指標など血液生化学検査の測定項目には有意差はみられなかった（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007））。また、職場でキシレンに慢性的にばく露された結果、努力呼吸、肺機能障害がみられたとの報告、キシレン製造工場の作業員（15-40 ppm、6ヶ月-65年間）の33%に頭痛、興奮、不眠症、消化不良、心拍数上昇が、20%に神経衰弱、自律神経失調症がみられたとの報告、さらにキシレンを溶剤として扱う塗装業者を対象とした疫学調査で、頭痛、記憶喪失、疲労感や溶剤による脳症、神経衰弱症、脳機能の低下、脳波の異常、器質的精神障害及び痴呆などの発症がみられたとの報告（NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007））などがあり、キシレン以外の物質を含む複合ばく露影響による報告例が多いが、ばく露状況を考慮しても本物質単独影響として慢性吸入ばく露により、神経系及び呼吸器系への有害影響が発生するおそれがあると考えられる。この他、従前は血液系への影響（貧血、白血球

減少など)も懸念されたが、溶剤中に混入したベンゼンによる影響の可能性があり、冒頭のベンゼンを含まないことが明白なばく露症例による報告では血液検査で異常はみられていないと記述されている(ATSDR(2007))。

一方、実験動物では、本物質(蒸気と推定)をラットに6週-2年間吸入ばく露した複数の反復投与試験(ガイダンス値換算:1.30-5.23 mg/L/6時間(最小影響濃度)、及びイヌの13週間吸入ばく露試験(同3.51 mg/L/6時間(最大無影響濃度))で、いずれもガイダンス値範囲を上回る濃度まで無影響であり、標的臓器を特定可能な所見は得られていない(NITE初期リスク評価書(2005))。

以上より、ヒトでの知見に基づき、区分1(神経系、呼吸器)に分類した。

吸引性呼吸器有害性

炭化水素であり、動粘性率は混合物のため基になる数値が得られず求められないが、*o*-、*m*-、及び*p*-異性体の各動粘性率計算値(25℃)は各々0.86、0.67、及び0.70 mm²/s(HSDB(Access on December 2014)中の粘性率と密度の数値より算出)とほぼ同様の低値を示すことから、混合物の動粘性率も各異性体の値と大きく異なることはないと推定される。よって区分1に分類した。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(急性)

魚類(ニジマス)の96時間LC50=3.3mg/L(CERI・NITE有害性評価書、2005)から、区分2とした。

水生環境有害性(長期間)

急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いと推定されるものの(log Kow=3.16(PHYSPROP Database、2005))、急速分解性がない(BODによる分解度:39%(CERIハザードデータ集、2005))ことから、区分2とした。

オゾン層への有害性

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報と、分類実施中の12項の環境影響情報とに、基づく修正の必要がある。

国際規制

国連番号	1307
国連品名	XYLENES
国連危険有害性クラス	3
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	該当する
MARPOL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	該当しない

国内規制

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	消防法の規制に従う。 毒劇法の規制に従う。

特別安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードの保持が必要。

緊急時応急措置指針番号

130

15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

化審法

優先評価化学物質

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険有害物（法第57条、施行令第18条別表第9） 名称等を通知すべき危険有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（法第57条の3） 危険物・引火性の物 第2種有機溶剤等 作業環境評価基準
化学物質排出把握管理促進法	第1種指定化学物質
毒物及び劇物取締法	劇物
消防法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体
航空法	引火性液体
船舶安全法	引火性液体類
労働基準法	疾病化学物質

16. その他の情報

参考文献

各データ毎に記載した。

<モデルSDSを利用するときの注意事項>

本安全モデルデータシートは作成年月日時点における情報に基づいて記載されておりますので、事業場においてSDSを作成するに当たっては、新たな危険有害性情報について確認することが必要です。さらに、本安全データシートはモデルですので、実際の製品等の性状に基づき追加修正する必要があります。また、特殊な条件下で使用するときは、その使用状況に応じた情報に基づく安全対策が必要となります。

No.00144